

特定建設工事共同企業体の結成及び契約に係る事務処理要領

1 申請書の受付

前橋市が発注する建設工事の請負契約に関する条件付一般競争入札において、特定建設工事共同企業体の入札参加申請の受付は、総務部契約監理課が行うものとする。

2 申請書の提出及び審査

契約監理課長は、特定建設工事共同企業体の入札参加申請を行う者に特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）の提出を求めるものとし、その内容を審査するものとする。

3 入札書の形式等

入札書の形式及び契約書における相手方の表示は、原則として次のとおりとする。

企業名・企業名工事名 特定建設工事共同企業体

代表者 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○ ⑩

構成員 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○ ⑩

4 契約書等への特記事項

契約書等に、次の事項を特記するものとする。

「○○株式会社ほか○社は、別紙特定建設工事共同企業体協定書により頭書の工事を共同連帯して請け負う。」

5 共同企業体編成表の提出

契約監理課長は共同企業体の代表者に対して、契約締結後2週間以内に、共同企業体編成表（様式第2号）を提出させるものとする。

附 則

この要領は、平成4年11月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 3 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 関係）

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

（宛先）前橋市長

特定建設工事共同企業体の名称

共同企業体代表者
所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

共同企業体構成員
所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

共同企業体構成員
所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

このたび、連帯責任によって、請負工事の共同施工を行うため、下記の構成員による特定建設工事共同企業体を結成し、共同企業体として前橋市発注の請負工事の入札に参加したいので、入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 構成員の商号等

商号又は名称	建設業の 許可番号	建設業の 許可年月日	許可を受けた 建設工事の種類	共同企業体 の代表者

2 添付書類

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書（甲）
- (2) 委任状

発行責任者及び担当者

- ・発行責任者
- ・担当者

（電話番号）

（電話番号）

特定建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）前橋市発注に係る〇〇〇〇〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下単に「建設工事」という。）の請負

（2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇〇〇特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇〇年〇月〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇〇〇株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇〇株式会社 〇〇%

〇〇〇〇株式会社 〇〇%

〇〇〇〇株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する出資の割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負

担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は、行わない。
(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇株式会社ほか〇社は、上記のとおり〇〇〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇〇〇株式会社

代表取締役

印

〇〇〇〇株式会社

代表取締役

印

〇〇〇〇株式会社

代表取締役

印

委 任 状

年 月 日

(宛先) 前橋市長

委任者 特定建設工事共同企業体の名称

所 在 地
代表者 商号又は名称
代表者の氏名

所 在 地
構成員 商号又は名称
代表者の氏名

所 在 地
構成員 商号又は名称
代表者の氏名

所 在 地
受任者 商号又は名称
代表者の氏名

上記の受任者を代理人と定め、下記の案件に関する下記の権限を委任します。

記

1 案件名称

件 名	
-----	--

2 委任する権限

- (1) 競争入札参加資格確認申請に関する一切の件
- (2) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請に関する一切の件
- (3) 見積り及び入札に関する件
- (4) 工事請負契約締結の件
- (5) 入札保証金、契約保証金及び保証物の納付、還付請求及び受領の件
- (6) 工事請負代金の請求及び受領の件
- (7) 工事完成保証に関する件
- (8) 特定建設工事共同企業体に関する一切の件
- (9) 前各号のほか、工事請負契約に関して生ずる一切の件
- (10) 上記の範囲内において復代理人選任の件

発行責任者及び担当者

- ・発行責任者
- ・担 当 者

(電話番号)

(電話番号)

様式第 2 号（第 5 関係）

〇〇・〇〇・〇〇工事特定建設工事共同企業体編成表

